

令和元年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和元年12月17日白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和元年12月17日10時01分

1. 閉 議 令和元年12月17日11時35分

1. 延 会 令和元年12月17日11時35分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
			6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 1名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

5番 丸本 安高

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 山 中 雅 巳
富田事務所長

兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	石 田 健
総務課長	愛 須 康 徳	税 務 課 長	岩 城 祐 朗
民生課長	寺 脇 孝 男	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	泉 芳 明
建設課長	玉 置 康 仁	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 谷 哲 也
教育委員会			
教育次長	榎 本 崇 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1	議案第73号	町道路線の認定について
日程第2	議案第74号	工事請負契約の一部変更について
日程第3	議案第75号	工事請負契約の一部変更について
日程第4	議案第76号	椿はなの湯の指定管理者の指定について
日程第5	議案第77号	白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第78号	白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第79号	白浜町職員定数条例等の一部を改正する条例について
日程第8	議案第80号	白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第81号	令和元年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について
日程第10	議案第82号	令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）議定について
日程第11	議案第83号	令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
追加日程第13	議案第84号	白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第14	議案第85号	白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第15	議案第86号	令和元年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について
追加日程第16	議案第87号	令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）議定について
日程第12	報告第14号	第51期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第11、追加日程第13から追加日程第16

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第4回定例会4日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。5番 丸本議員から欠席の届出があります。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第73号 町道路線の認定について

○議長

日程第1 議案第73号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

(2) 日程第2 議案第74号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第2 議案第74号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第74号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第74号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第75号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第3 議案第75号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第75号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第75号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第76号 椿はなの湯の指定管理者の指定について

○議 長

日程第4 議案第76号 椿はなの湯の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第76号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第76号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第77号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第77号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

参考資料15ページでお伺いします。1つは地籍調査がすべて終わっていない部分はどうするのかというところ。それと、県の森林台帳で5,000分の1が基本となると思うんですけども、各森林組合で施業計画を組んでいます。県の森林台帳が古いと思うので、その正確さについて。もし争いごとがある場合は困るので、その点について考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外(農林水産課長)

林地台帳につきましては、平成28年の法改正によりまして、それまで森林所有者や境界線の情報がばらばらだったものを森林台帳ということで一元的に取りまとめ、森林組合や林業事業体の森林整備の担い手に提供することにより、施業の集約化や適切な森林整備に活用

することが目的とされてございます。

ご心配いただきました地籍調査をしている、していないにつきましては、当然している部分のほうがより明確になるのですが、法の趣旨としまして、していないそういった部分も含めて土地の登記簿の情報とか、場合によっては森林組合とかが持っている情報を加味しまして、台帳としてまとめて公表しなさいということでございますので、そこは非常に曖昧な部分もあるんですが、現状で把握できる限りで情報提供をしております。それで、林地台帳のなかには森林土地の境界に関する測量等の実施状況というなかで、地籍調査の実施が進んでいるか、進んでいないか、それから、境界確定の測量をしているか、していないかということも情報のひとつとしてあります。

境界の部分につきましては、林地台帳とともに、森林等に関する地図が提供されるのですが、今回、その提供に対しての手数料徴収条例の改正ということになってございますが、その台帳の下の情報公開、提供する地図のなかには、この林地台帳は適切な森林施業の実施、集約化に資するための資料であり、所有権、境界、面積、土地に関するものについて証明するのでないことと明記させていただいて、提供することを考えてございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第77号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第77号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第78号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第78号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

私から確認を含めまして2点。まず1つ目、5月1日から8月31日までと今回改正するわけですけども、浜の定義、海水浴場は白良浜だけですか。そこらをまず教えてください。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

今回の条例の一部改正によります海水浴期間につきましては、5月1日から8月31日までの間で町長が定める期間と改正するものでございます。町内には海水浴場が4カ所ございまして、白良浜海水浴場につきましては、来年につきましては、条例改正の議決をいただきましたら、5月1日から8月31日まで。それと臨海浦、江津良、椿の海水浴場につきましては、例年どおり7月中旬から8月31日までの開設期間を考えているところです。

○議長

13番 溝口君

○13番

そうしましたら、今回の海水浴場の条例につきましては、白良浜だけという認識でよろしいですか。今の説明ではそういうことですね。

○議長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

白良浜海水浴場を5月から開設するというところでございます。

○議長

13番 溝口君

○13番

今回、5月1日から8月31日までと最初と終わりを決めて、これから毎年毎年、今年は5月15日にしようとか、6月1日からにしようとか、始まりが5月1日、終わりが8月31日ということやから、町の判断で、その年度年度、私が今言ったような期間を独自に変更できるということですね。

○議長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

この5月1日から8月31日の間で町長が定める期間というところなんですけども、5月3日は例年海びらきのイベントが行われております。海びらきのイベントにつきましては、平成12年から行ってございまして、平成24年からは同じく5月3日に白良浜海水浴場を開設してきたところでございます。来年につきましては、海びらきのイベントと相乗効果を図りながら、5月3日に開設したいと考えております。

○議長

13番 溝口君

○13番

それでは最後になりますけども、今回、この開始と終わりの期間ですけども、これに関連して海水浴場、例えば白良浜海水浴場の利用についての条件、これはしてはならないとかそういうのはこの条例のなかにも改正で盛り込まれているんですか。それとも、盛り込まれているのを今回こういった規制を加えるとか廃止するとか、その辺はどうですか。

○議長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

今回は、白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部の改正ということで、改正の内容につきましては、開設期間だけということで、従来と変わるところはございません。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

そしたら従来どおりということは、今のところ、利用に関して新たに規制を設けるとか、こうすべきとの変更とか、そういったところはまだ考えていないということですか。考えているけど、まだこの条例に盛り込むのは時期尚早であるとか、そういった議論が済んでいないからという判断であるのか、そこらはどうなっていますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

ただいま溝口議員からのご質疑につきましては、まだいろいろ検討課題等がございますので、今後、条例の改正も考えながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君

○7 番

今回5月1日からに変更ということですが、5月1日はゴールデンウィーク中ということで、4月29日には一般的にはゴールデンウィークがスタートというところと思いますが、5月1日とする根拠、理由を教えてください。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

先ほど溝口議員のご質疑のなかでもご答弁させていただきましたが、5月3日のイベントにつきましては平成12年から行っております。また、平成24年から5月3日に白良浜海水浴場を開設していたところがございます。5月3日の海びらきのイベントにつきましても、長年にわたり定着してきておりますので、この海びらきイベントとの相乗効果を図りながら、さらなる観光振興、地域振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議 長

7番 堅田君

○7 番

5月1日というのは、非常に中途半端というイメージを持つんですけども、今回の条例改正の前後、両方ともに開設期間の間で町長が定める期間との一文が入っているので、いっそ4月1日から9月30日と幅を持たせて、その期間内で町長が定める期間とされたほうがいいのではないかと思います。あまりにもゆとりがないですし、今では5月3日が海びらきということがありますけれども、もう少し幅を持たせたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

今回、開設期間につきましては、5月1日から8月31日の間で町長が定める期間としておりますので、その年の連休の曜日の並びなどで、例えば5月1日から海水浴場を開設することも可能かと思えます。海びらきのイベントや海水浴場の開設期間につきましては、今後経済3団体とも協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長

12番 廣畑君

○12番

8月31日までの期間ということであります。今年だけでないですが、特に今年は暑かったもので、9月に入ってからもお客さんが泳いでいたという状況、9月中頃過ぎまで遊泳していたと思えます。31日で閉めるということですが、かなり人が多かったと思えます。30年、40年前だったら、お盆過ぎたらほとんど泳いでいる人がいなかったという状況があったわけですが、今はいろんなことがありまして、9月に入ってからでも遊泳される方が1人や2人でないということですが、そうした点について安全性。もちろん海水浴場は8月31日で終わるんですが、そうした方々に対する安全はどのようにされるのですか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長

番外 観光課長 泉君

○番外（観光課長）

ただいま廣畑議員からご質疑をいただきました。昨今9月に入っても暑い日が続きまして、白良浜で泳がれる方も見受けられるところではありますが、町としましては、安全対策という意味で監視員、ライフセーバーという形で安全対策をおこなっているところでもあります。ただ、9月になりますと、台風シーズンということもございまして、遊泳禁止の期間であるとか、遊泳ブイや鮫ネットというものを撤去したり設置というところがございまして、9月につきましては、泳いでではないということではないんですけども、安全対策というのは難しいかなと考えております。ただ、9月につきましては、浜でのビーチスポーツ大会というものに力を入れて白良浜の利活用に取り組んでいきたいと考えております。

○議長

12番 廣畑君

○12番

行事をされるということであります。そういうなかでも何とか安全確保のために啓発をしていただきたいと思います。

○議長

2番 楠本君

○2番

海水浴場離れが全国的に進んでいるということをお聞きしているんですけども、経済3団体も含めて、今後白良浜を全国か西日本か、一番早い海びらきということで宣伝をどのようにしていくかということ。今まで海水浴場びらきの宣伝をあまりしていなかったように思うんです。その点について。

そして、今後5月1日にずっと変わらないという位置づけなのか。来年はオリンピックが

ありますし、花火大会も6回ということになりましたけれども、その辺の基本的な考え方。経済3団体を含めて、どのような議論をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

来年につきましては、5月3日の海びらきのイベントにあわせまして、白良浜海水浴場の開設に取り組んでまいりたいと考えております。4年ぶりということになるんですけども、全国に向けて白良浜海水浴場が5月から泳げるといふ観光情報発信というのは観光が主産業であります白浜町にとりまして、報道機関、またメディア等による観光宣伝効果は大きなものがあると考えております。

また、昨年、経済3団体からも連名で5月3日に本州で一番早い海びらきができるよう海水浴場開設の要望をいただいております。町としましても、海水浴場開設に伴う安全対策などの課題等があり、平成29年から7月から海水浴場を開設となり、安全対策等の課題解決に向けて取り組みをしてきたところでございます。

また、今年の5月3日の海びらきの際には白良浜海域の安全対策としまして、鮫ネットの設置、監視体制の安全対策を経済3団体とも協議し、ご協力をいただいたところでございます。来年度以降につきましても、引き続き経済3団体と連携、ご協力いただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今まで海水浴場開きについては、一応パンフレットとかそういう部分は出てると思うけども、やはり海水浴離れというのが全国的に広がっているの、大都市の大型レジャーの問題もあるのだらうと思いますけれども、自然を満喫する青空の下でという宣伝もこれからは必要であるのではと。経済3団体も含めて深い議論を今後どのように宣伝、PR活動をしていき、また、誘客をしていくかということが大事でなかろうかと思いますが、その部分。それと、今後は変えないということなのか。その点も議論をされたのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

PRにつきましては、やはりこういう観光情報発信というのは早い段階から取り組んでいかないといけないと考えております。来年に向けては、来年の頭くらいには各種メディアから問い合わせがあった場合には、早い段階で情報発信をしてまいりたいと思います。

今後の取り組みにつきましては、来年5月3日というところで取り組みを進めておりますが、先ほど堅田議員からもご質疑がありましたように、もっと早い段階であるとかということも、経済3団体と協議しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

先ほどの溝口議員の白良浜の規制について、観光課長が答弁をいたしましたけれども、条例のなかですでに規制については盛り込んでおります。

それから、5月3日の海びらきを課長は平成24年からといたしましたが、それ以前、1998年くらいから5月3日を海びらきとしてやっているとは私は記憶をしておりますので、きちんと調べた上でご報告をさせていただきたいと思っております。

○議 長

ご了承をお願いします。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第78号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第78号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第79号 白浜町職員定数条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第79号 白浜町職員定数条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

1点だけお聞きをしたいと思います。今回の条例を変更することによって、臨時雇用の方の給与の変更とかそこらはどうなるんですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

ただいま溝口議員よりご質問をいただきました。今回の職員定数条例等の一部を改正する条例は職員のほうでなく、ご指摘のありました臨時職員が令和2年4月1日から会計年度任用職員ということに改まりますので、その文言を今回の職員定数条例のなかに入れての改正ということになります。

今までであれば、嘱託職員、非常勤職員、賃金職員という3種類があったのですが、これを会計年度任用職員という形に統一するための作業を今回したということになりますので、正職員の部分の定数条例の部分については変更することなく、文言として会計年度任用職員、

賃金等々を付け加えたと理解していただけたらと思います。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

保険関係、多分、賃金職員でしたら国保や国民年金だと思うのですが、この制度が変わることによって、賃金雇用の方々は共済に入るとか、年金、保険関係の変更はどうなるんですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

先ほど答弁が少し漏れておりました。国のほうで法律が変わることによって白浜町の定数条例を一部変更ということで、今ご質問いただきましたことにつきましては、社会保険が適用されますし、年金は厚生年金ですので、今までの賃金職員と比べれば職員に近いような形で整備をされます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

そしたら、賃金職員に限ってお聞きしますけれども、今、日給が例えば1万円いただいている、そこから税金関係が引かれますけれども、今までもらっている報酬、保険が適用されることになって、個人負担が要って、今までよりは減る方のほうが多いかなという気がしますけれども、実質手取り的には変更も生じますか。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 10時22分 再開 10時23分)

○議 長

再開します。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

今までも、賃金職員についても保険のほうは適用されていきました。ただ、今回会計年度任用職員ということになって、日給の人もおれば、非常勤職員の報酬の人もいますが、現状、現給保障というものが国の方からも示されておりますので、減るということはありません。

ただ、その保険適用だったり、厚生年金ということも含めて、若干のその辺の差異が出てきますので、現給では減ることは無いですが、保険適用の部分でひょっとしたら手取りが少し少なくなったり、多くなったりという可能性はあると認識しております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

そしたら、支払い、雇用する白浜町側の負担増とかその点。まったく変わらないというか、若干変動があるとか、そこらはどうですか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

この会計年度任用職員制度を導入することによって、負担増ということはありません。

ただ、現場職員等でこの会計年度任用職員ではなく、企業に業務委託する部分がありますので、その部分は現在役場で勤めていただいている臨時職員が業務委託先の社員になりますから、その辺については金銭的に抑えることができますが、全体を見れば、大きく減る、大きく支出が増えるということにはならないと思っています。

○議 長
2番 楠本君

○2 番

前から嘱託職員の関係について、県は定数と認めていると思うんです。ここで言っているのかどうかわかりませんが、会計年度任用職員に嘱託職員は入っているのか。それとも、雇用契約を結ぶときに年度ごとの雇用契約になっているのか。嘱託職員は白浜町として地方自治法の範囲のなかで、別のものであるとの解釈なのか、その点はいかがですか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

現状で申し上げますと、嘱託職員については、職員の定数に入っていますが、今回の会計年度任用職員の制度導入により、議員ご指摘の嘱託職員についても会計年度任用職員に移行することになります。

ただ、身分としては、給与面等も含んで現状の嘱託職員のまま引き継ぐということで現在進めておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、現状が大きく下回るような給与が減ったりということにはならず、現状を確保しながらの取り組みということで、これは嘱託職員とも話しながら協議を進めているのが現状です。

○議 長
2番 楠本君

○2 番

県との見解の違いはあってもなんら支障はないと思うけども、その点について、定数条例というのがあると思うけども、県はそのなかに嘱託職員を含んでいるということでしょう。そしたら、会計年度任用制度を導入した場合、入らんのか入るのかといえば、入らんの違うんですか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ご指摘のとおり、数からはいったん抜かれることになります。ただ、現状、職員の定数に入っていますので、県の市町村課とその辺の扱いについては協議をしなければならないと。今、二十数人嘱託職員がいますので、定数から引いて、単純に二十数人を逆に正職員で雇用できるかとかいろんなことが今後起こってくると思いますので、元々の定数についての指摘というのが今後県の市町村課からあるかもわかりませんので、その辺については、今後、職

員定数条例の計画のなかでも数的なものを新たに定めていかなければならないという認識は持っています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第79号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第79号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第80号 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第80号 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第80号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第80号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第81号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定について

○議 長

日程第9 議案第81号 令和元年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 水上君

○10 番

16ページの美之浦保健センターの補修工事について説明をお願いします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

美之浦保健センター2階の倉庫の上が雨漏れしてしまっていて、雨漏れ補修工事を行うものでございます。

○議 長

10番 水上君

○10 番

あそこは、住民の方がお使いになることもあるんですが、3階の冷暖房は何年もダメですし、2階のカーテンも破れてます。天井を指摘したかったのですが、今回直していただけるということですから、施設内を点検していただけたらと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

施設もう一度確認しまして、修繕するべきところは修繕するようにいたします。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

19ページの学校管理費、工事請負費の南白浜小学校屋内運動場耐震改修工事費ですが、工期についてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

南白浜小学校の屋内運動場、体育館のことですが、これにつきましては、令和2年度に完結していきたいと思っております。ただ9月を過ぎますと、運動会とかありますので、夏休みのなかで大半を完成していきたいと思っております。予定上、すべて完了するのは難しい状況と思っております。そうした行事の間につきましては、なるべく影響がでない形で中断したり、できる部分を早くするなどして対応していきたいと思っております。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

安全確保については、注意をしていただきたいと思います。

それで、南白浜小学校の屋内運動場の改修で、校舎あるいは体育館の改修で全体として町の改修については終了するのか。まだ残っているのか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在、過去から取り組んでおります白浜町内の小、中学校の耐震改修、また、改築等につきましては、南白浜小学校の体育館が着工としましては最終になります。現在、着手しております富田中学校の体育館の工期が一番遅いものになりますけれども、これに着工できれば2つで一応対応が終わるということになります。

○議 長
12番 廣畑君

○12 番

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、20ページの学校管理費、工事請負費の施設整備工事費75万円についてお尋ねします。参考資料のトイレの改修だと思うのですが、参考資料のなかで、今年度で4つの小学校の設計業務ということで100万円です。2年度、3年度と連続してそれぞれの改修ということで、改修工事、設計業務があるんですが、それぞれの学校、例えば南白浜小学校の校内のトイレで洋式化を今まで進めていると思うんですが、南白浜小学校はここにはないんですが、ここにはない学校のトイレについてはどのように。例えば5基便器があつて、1つは洋式になっているとか、そういった点についてお尋ねしたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

予算に計上しておりますのは、トイレの分ではございません。

施設の整備がありましてその分ですが、トイレの関係につきましては、参考資料に付けさせていただきます。そのなかで、安宅小学校につきましては、現在耐震工事をしているなかで、どうにかトイレもできないかなという状況で、財源の確保の関係で計上してございましたけれども、なかなか難しいということですので、ほかの小、中学校と一緒に設計のなかで組んでいきたいと思つてございますが、ここにあります南白浜小学校がないという部分につきましては、現在、洋式化の部分で設計を考えておりまして、安宅小学校を除くほかには、すでに洋式化ができておるといふ状況でありますので、今回設計から抜けているということになります。

ただ、トイレを全体的に改修していくということにつきましては、多額の費用がかかっていきますので、教育委員会としましては、児童、生徒が現在の家庭で和式が少ないなかで、洋式のトイレがないと用を足せないという状況が生じていますので、最低限、各階に1個、児童、生徒用の洋式トイレを設置しようということ、設計を組んでいきたいと思つてございます。

また、来年度の当初予算等でも予算要求をさせていただいているんですけども、日置と旧白浜で財源の裏づけの部分が違ってきますので、今回は早期に着工していきたいということ

で、旧白浜の管轄する小、中学校の洋式化の設計にかかっているかと思っております。

○議長

12番 廣畑君

○12番

最低各校1つは取り組んでいきたいということだと思っておりますが、その1つが和式を洋式に変えるとご存知だと思いますが、狭くなるんです。立って座るときに、あるいは用を足して立ち上がったときとか、個室のスペースが狭いということがありますと、高学年になってきますと、中学生、高校生、あるいは大人並みに子どもたちが成長してくるので、そういったことで、もう少し広げていくとか、なかなか難しい面もあると思うのですが、そういった点に留意して、考えられていると思うのですが、ただ便器だけを変えていくのではなく、トイレは安心スペースに誰でもなると思うので、そういったことを心掛けて、解消していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外(教育次長)

議員ご指摘の部分は多々ございます。現地の簡易設計といいますか、担当がある程度概略で設計をしておるんですけども、そうしたなかでも洋式化にすることで、広くスペースを取ろうと思えば、片一方のスペースが狭くなってしまいます。全体的に余裕があればそういう改修もできるんですけども、そういかない部分も現地ではあると聞いてございます。

また、児童、生徒といえども男女兼用となっている部分もございますので、そうした部分については、間仕切りをしたり、改修したりというのが限られたスペースのなかで有効に考えていきたいと。議員のご指摘の部分も踏まえて、できる限りの対応はしていきたいと思っております。

○議長

8番 松田君

○8番

14ページの民生費、社会福祉総務費、節20、障害者(児)日中一時支援給付費です。これは町独自の支援サービスになってくると思うんですけども、現在の利用状況、何名くらい利用されているとかを教えてくださいと思います。

あと、事業を委託している事業所が何カ所あるのか教えてください。

○議長

番外 民生課長 寺脇君

○番外(民生課長)

扶助費の日中一時支援給付費は町単独ではなく、国、県の補助金2分の1、4分の1をいただきまして町負担が4分の1という形になってございます。

利用状況でございますけれども、30年度の実績で申し上げますと、年間で333人の利用がございました。31年、令和元年度につきましては、これは見込みでございますけれども、340人程度利用されると考えてございます。そういう形で足りない部分の補正でございますので、今回190万円を補正させていただいております。

利用の業者につきましては、早急に調べて、あとで答弁をさせていただきます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

もう1点、予算書21ページ、農林水産業費施設災害復旧費です。参考資料28-5です。大井堰、血深井堰の災害復旧ということですが、12月20日前後となって、年明けあと3カ月もすれば、水田の準備が始まるんですけども、工期的には大井堰、血深井堰の復旧工事はすべての工事が完了するんですか。

それと、国、県の支出金、林業の分が入っているかわかりませんが、全体補助1,886万5,000円とありますけども、事業の何割くらいを災害復旧として出していただけるものかもあわせてお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず工期のほうでございますが、当然取水時期には間に合わないと取水できませんので、5月中には完成できるように現在取り組んでございまして、業者に相談するとそれは可能であるということです。ただ、万が一ということになりましたら、現在やっているような形で川を一部して、今の状態は大井堰に給水は可能でございますので、そういったことも視野に入れながら取り組んでございます。

それと、血深井堰につきましては、現在の復旧箇所というのは当然今年度中に直す予定なんですけども、取水には影響のある部分ではございませんので、申し添えておきます。

それから、入の1,800万円ですが、こちらは大井堰と血深井堰の分がこの金額でございまして、それぞれ50%いただけるということです。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

以前、私の記憶では大井堰の水量を上げるため、上に板のようなものをして、水量を確保するといった簡易な工事があったと思いますが、そのときには、上流の、特に庄川区から大雨で水量が上がるときには外してもらえるのかどうかという話があって、工事のときに農業委員会の方に大井堰に関係する役員さんたちで外しますと、増水が想定される場合はやりますということだったんですが、今回、大井堰は前回と同様の設計になっているんですか。前は上に板みたいなのがあったと思いますが、今回の工事はどうなっていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そこは従来どおりでございます。

今回直す主なものは、堰板をしている部分ではなく、堰板の右側、上流に向かって右側の部分を改修することです。

今、議員から庄川区から大井堰という話でありましたが、おそらく血深井堰です。大井堰は平のほうで、現在でも庄川区とは血深井堰の取り扱いにつきまして、それぞれ協定書のようなものがございまして、当然増水する際にはそれを取り外すということを協議の上やって

いただいているところでございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

血深井堰と大井堰が来年の農繁期に向かってほぼ工事ができるということでもあります。

大井堰と血深井堰の前後、区間も含めてその間、今、富田川の堆積土砂の浚渫工事が随時県によって行われています。今回、この工事をするのに便乗ではありませんが、特に大井堰と血深井堰の間、前後もこの際に町が国、県の補助金を50%いただきながら復旧事業をやっているんですから、県に対して富田川の堆積土砂もできるところは一緒に計画をしてくれと。それぞれに区間でやっておりますけども、抜本的に大井堰と血深井堰の間ではかなりの堆積土砂があります。一度県は上だけ取っていますけれども、この際に町の両井堰の工事にあわせて、県に対してこの区間、もしくはそれぞれの井堰の前後の堆積土砂を撤去していただきたいと県に対して話しかけ、県も一部やっているところもありますけども、不十分だと個人的に思います。町として県に対して協議というか話をすべきと思っているんですけども、その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、現在しています浚渫工事につきましては、ご存知のように水面までのところを取るということで県に進めていただいておりますが、この工事のなかで、ついでにというのはなかなか難しいと思っております。

それともう一つ、例えば町でその前後をさわるとなりましても、なかなか川の流れを変えることによっての影響がございますし、そういったものを考えますと、今のところはやはり現状のところの県がやっていた部分を見守るということで、その後、例えば、大井堰がより泥がたまってということで使いにくいとなりましたら、そこは町として責任を持って対応する必要があると思っております。

ですから、現状、今のところ、和歌山県のほうには大井堰の部分を作る工事費がもしも余っても、それは別のところに少しでも前倒しをしていただきたいとの考えでございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

この富田川の浚渫工事につきましては、担当が建設課で、今後の県との打ち合わせをしていただいていると思いますし、報告もあると思うんですけども、血深井堰と大井堰間、前後の区間の堆積土砂の工事の進み具合、計画を建設課としてどのように把握しているのか。わかっている範囲でお願いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま溝口議員から、富田川の浚渫工事の状況についてご質問をいただきました。今現在の富田橋の真下のところ、そして井堰間を発注しておりまして、そして、もうひとつが瀬

田川の合流地点、この3カ所を再度令和元年度に実施しております。ただ、大井堰、血深井堰間の堆積土砂も発注はしているんですけども、やはり大井堰の工事関係の出あい丁場というところもあって、今の渇水期に前の水面よりまだ下げる予定だったんですけども、ちょっとその関係上、下げられないことが出てきて、それはまた別のところに移行する可能性もございます。それで、改めて先般も富田川改修促進協議会を開いたなかで、県の全体計画のひとつのなかで、令和元年度まだ引き続いて血深井堰の上流側というところとか、また全体的な年度別の案をいただいて、今協議をしているところでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

関連で、血深井堰、大井堰の関係です。現地も見てきたんですけども、大井堰ですが、魚道をつくるということによって、かなり漁業組合から要望もあるんだろうと思うんですけども、構造物自体が弱いものにならないかという気がします。平のほうの浚渫ですけども、県道になっているのか平側のほうが大分掘削されています。それも含めて、これは農林水産課長が言ったように、平区の問題もあります。浚渫を全部してしまうということがすべていいのかという問題も私は聞いておりますので、その点も関係者と調整をしてもらいたいと思います。

それから、魚道、オオウナギの関係もあるんですけども、血深井堰のほうは一部補修が前提になろうかと思うんですけども、やはりこのオオウナギの関係についても文化庁から言われると思うのですが、その点についての心配は要らないのかということ。

それから、17ページ、林道維持費の林道橋点検診断委託料239万5,000円の箇所を教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご心配いただいております魚道をつくることに対してのデメリットですが、その辺につきましても、十分な強度をもたせて対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それから、オオウナギの関係の協議ですけども、それは当然その辺は文化庁のあたりと十分協議をしながら、問題のないように進めたいと思っております。

それから、林道橋の点検業務でございますが、町内の林道、町が管理しております林道にかかっております橋梁のすべて56カ所の点検させていただくこととなります。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

もう1つのご質問、平の護岸が洗掘されているとのご指摘の件でございます。この件に関しましても、平区さんを含め、協議会でもご指摘をいただいておりますので、先般も県と現地確認、そして少し道が下がってきているということもございまして、今、仮設でガードレールを置いて安全対策を講じているところでございまして、そこが洗掘されて通行に支障がないように、今後復旧の見通しを県で取り組んでいただいているところでございます。

○議 長

先の松田議員の質問に対する答弁漏れについてです。

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

先ほど松田議員からいただきました障害児（者）日中一時支援給付費の利用の事業所ですが、ゆうあいホーム、南紀あけぼの園等ショートステイで11事業所。それから、社協の日置支部、第二のぞみ園などデイサービスで4事業所にご利用いただいております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第81号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第81号は原案のとおり可決されました。

（10）日程第10 議案第82号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）議定について

○議 長

日程第10 議案第82号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第82号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第82号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第83号 令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議定について

○議 長

日程第11 議案第83号 令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第83号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第83号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 10時59分 再開 11時13分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○10 番

休憩中の議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

当局から4件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております。

追加議案4件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

本日、延会後に議員懇談会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

当局から4件の追加議案の提出がありました。

追加議案4件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第84号から議案第87号の4件を日程に追加し、追加日程第13から追加日程第16として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第84号から議案第87号の4件を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題にすることに決定しました。

-
- | | | |
|--------------|--------|--|
| (12) 追加日程第13 | 議案第84号 | 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第14 | 議案第85号 | 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第15 | 議案第86号 | 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定について |
| 追加日程第16 | 議案第87号 | 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)議定について |

○議 長

追加日程第13 議案84号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてから、追加日程第16 議案第87号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)議定についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第84号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、給与に関する規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第85号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び職員の給与改定に鑑み、特別職の給与の額及び議会議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

議案第86号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定につきましては、既定

の歳入歳出予算の総額に1,645万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を140億4,325万5千円と決めました。今回の補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正でございます。

議案第87号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）議定につきましては、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に36万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を29億7,825万8千円と決めました。この補正につきましても、給与改定等に伴う人件費等の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第84号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.33～36）に基づき、説明した。

議案第85号 白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P.37～39）に基づき、説明した。

議案第86号 令和元年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について、議案書（P.40）に基づき、説明した。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

議案第87号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）議定について、議案書（P.41）に基づき、説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は12月18日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、11時35分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年12月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員